

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った本件審査請求の対象となる処分は妥当である。

## 理 由

### 第1 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、平成18年4月4日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「名称1：2005年度 人権教育推進に関する要求書  
名称2：2006年度 人権教育推進に関する要求書」

2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成18年4月18日付で、行政文書の全部について開示を行わない（不存在）旨の決定（平成18年4月18日付北九教学教第45号。以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書を平成18年4月21日に受領した。

3 審査請求人は、平成18年6月7日、本件処分1を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 処分庁は、平成18年7月28日付で、本件処分1を取り消し、本件行政文書について、行政文書の一部について開示を行わない旨の決定（平成18年7月28日付北九教学教第320号。以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成18年8月30日に受領した。

5 教育委員会は、平成20年6月4日、本件処分1は取消しとなっているが、その

後の本件処分2の不開示部分について、審査請求が継続しているものとして、条例第19条の規定に基づき当審査会に諮問した。

## 第2 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分1及び本件処分2の取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 実際、平成16年度の〇〇中学校の人権教育担当者から、「2005年度要求第1次集約表」という文書を得ている。これが添付されていたはずだと考えているが、一部開示された要求書にはなかった。
- (2) 処分庁及び教育委員会が、審査請求を諮問することなく、先の不開示決定を取り消し、一部開示決定を行うことは違法である。
- (3) 一部開示をもって、審査請求を取り下げを処分庁が要求することは違法で許されない。
- (4) 審査請求が2年間も放置されていた事実は、審査請求が速やかに審査される権利を害しており違法である。
- (5) 開示決定の手續において、事務分掌での正規の担当でないものに担当させることは違法である。

## 第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 審査請求人が請求してきた2点の行政文書については、個人情報を除いて全て開示している。第1次集約表がないという主張については、理解できない。

- 2 審査請求が出された後、〇〇中学校区の小・中学校（〇〇中学校、〇〇小学校及び〇〇小学校）に再度調査するよう指導した。その結果、本件行政文書に該当すると思われる文書が保存されている事実が分かったため、不開示決定を取り消し、一部開示決定を行った。違法性はない。
- 3 処分庁が一部開示決定を行った際、審査請求人に経緯を説明した。今後の対応について協議を持ちかけ、審査請求を継続するか、処分庁の方で却下した方がいいのか意向確認をした。審査請求の取下げを要求したことはない。
- 4 一部開示決定を行った際、今後の対応について協議を持ちかけ、その後審査請求人から返事がないまま2年間経過した。一部開示決定通知書には、不服がある場合の手続を教示しており、2年間の経過の事実をもって、処分庁が審査請求人の権利を害したとまでは考えていない。
- 5 今回の決定に関しては、教職員課の職員が担当している。審査請求が同時に非常に多く来たため、業務の効率性から教職員課が窓口となって決定した。担当課に合議しており、教育委員会として決定しているため、違法性はない。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、〇〇中学校区人権教育推進協議会（〇〇中学校・〇〇小学校・〇〇小学校の各校長、教頭、人権教育担当者、地域代表者、PTA会長などで構成。以下「〇〇協議会」という。）が作成し、児童生徒支援加配教員の配置を要求するために福岡県教育委員会へ提出している以下の文書である。

- 「ア 2005年度 人権教育推進に関する要求書
- イ 2006年度 人権教育推進に関する要求書」

本件行政文書の原本は福岡県教育委員会に提出されていたが、〇〇協議会の代表である〇〇中学校校長が写しを保管していたため、処分庁は本件処分2により、この写し（以下「本件開示文書」という。）を本件行政文書と特定して一部開示した。

なお、審査請求人が本件行政文書に添付されていると主張している第1次集約表については、本件開示文書には添付されていない。

(2) 本件開示文書の不開示情報は次のとおりであるが、審査請求人が争わないことを申し出ているため、審査会としての判断は行わないこととする。

- ア 地域代表者、PTA会長らの印影
- イ 校区の子どもたち、生徒、児童、保護者、地区、地域、地域方々及び家庭の特徴や状況
- ウ 生徒の読み、書き、計算の分析結果
- エ 高校の進学率に関する情報
- オ CRT 調査の結果、分析に関する内容

## 2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、本件行政文書に第1次集約表が添付されているか否かである。

## 3 第1次集約表の添付の有無についての判断

(1) 審査請求人は、『実際、平成16年度の〇〇中学校の人権教育担当者から、「2005年度要求第1次集約表」という文書をもたらしている。これが添付されていたはずだと考えているが、一部開示された要求書にはなかった』旨主張している。

これに対し、処分庁は、『審査請求人が請求してきた2点の行政文書については、個人情報を除いて全て開示している。第1次集約表がないという主張については、理解できない』と、本件行政文書に第1次集約表は添付されていない旨主張している。

(2) そこで、本件開示文書を処分庁から取り寄せて見分したところ、本件開示文書は、要求項目、要求理由及び資料（校区事業にかかわる各校の取組など）から構成された1件文書であり、これ以外に第1次集約表を含めて何も添付されていなかった。

(3) また、当審査会の委員が、校長が〇〇協議会の代表を務める〇〇中学校と人権教育担当者が〇〇協議会の事務局を務める〇〇小学校について現地調査を行ったところ、本件行政文書と同趣旨の要望文書として、「2009年度の〇〇中学校区の教育の充実をはかるための要望」の写しと事務局担当者のパソコン中にその原案が保有されていたが、これらの中には第1次集約表やこれに類似する文書は何も添付されていなかった。

なお、本件開示文書への添付の有無を別にしても、いずれの学校にも第1次

集約表は保有されておらず、校長もその存在を『知らない』とのことであった。

(4) 更に、当審査会の委員が、当時の〇〇協議会の事務局担当者（当時の〇〇小学校の人権教育担当者）に確認したところ、『2005年度や2006年度の要求時に第1次集約表が作成されたかどうかまでははっきり覚えていないが、従前は、加配要求するに当たり、各学校の人権教育担当者で協議して第1次集約表として集約していた。要求書は、この第1次集約表の内容に基づきまとめた最終形である。要求書と第1次集約表とは作成時期も異なる別の文書であり、要求書に第1次集約表が添付されることはないと思う』とのことであった。

(5) 以上のとおり、本件行政文書に第1次集約表は添付されていないとする処分庁の主張に不自然不合理な点はなく、本件行政文書への第1次集約表の添付を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、第1次集約表が本件行政文書に添付されていたはずだという審査請求人の主張は、理由がないものと判断せざるを得ない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他開示決定や審査請求の手續の違法性について種々主張しているが、いずれも当審査会の開示不開示の判断を左右するものではない。

なお、審査請求後2年以上経過して当審査会に諮問されていることは、速やかに当審査会に諮問することを規定している条例第19条の趣旨から、決して適切とは言えない。教育委員会におかれては、今後、審査請求があったときは速やかに当審査会に諮問を行うよう、一層の適切な進捗管理に努められたい。

#### 5 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいと申出があり、審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

#### 6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

